

龍ヶ崎地方衛生組合公式ホームページバナー広告掲載取扱要綱

平成 23 年 6 月 21 日

訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、龍ヶ崎地方衛生組合公式ホームページ（以下「組合ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱に掲げる用語の定義は、次のものをいう。

- (1) 組合ホームページ 龍ヶ崎地方衛生組合が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 組合ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(バナー広告掲載の範囲)

第 3 条 組合ホームページに掲載することができるバナー広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 組合の公平性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないと認められるもの

(バナー広告の規格等)

第 4 条 バナー広告を掲載する位置、枠数及び規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 位置 組合ホームページの指定した場所
- (2) 枠数 4 枠
- (3) 規格

サイズ	高さ 50 ピクセル、幅 175 ピクセル
容量	4 KB 以下
形式	GIF 又は JPG (アニメーション形式は除く)

(バナー広告の掲載期間)

第 5 条 バナー広告を掲載する期間は、5 年を限度とする。ただし、再申込みにより掲載の決定を受けた場合は、この限りではない。

2 バナー広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、当該広告を掲載する月の初日とする。

3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、当該広告を掲載する月の最終日とする。

（バナー広告掲載の申込み）

第6条 バナー広告掲載の申込みは、組合ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて申込むものとする。

- (1) 法人の場合、登記簿謄本の写し
- (2) 個人の場合、身分証明書（本籍地の市区町村で発行のもの）
- (3) 広告案
- (4) その他龍ヶ崎地方衛生組合管理者（以下「管理者」という。）が指定する書類

（バナー広告掲載の決定）

第7条 管理者は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに審査し、組合ホームページバナー広告（掲載・不掲載）決定通知書（様式第2号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

2 広告掲載の申込者の数が募集数を超えた時は、次の順位を優先する。

- (1) 公社・公団・公益法人その他これに類するもの
- (2) 公益的な事業を行う企業で、構成市町村内に事務所を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の企業又は自営業で、構成市町村内に事務所を有するもの
- (4) 前3号に規定する以外のもの

（バナー広告掲載料）

第8条 バナー広告の掲載料は、1枠あたり月額2,000円とする。

（バナー広告掲載料の納付）

第9条 バナー広告掲載料は、管理者が指定する期日までに納入するものとする。

2 バナー広告掲載が年度をまたがる場合の2年目以降のバナー広告掲載料は、年度分ごとに当該年度の4月末日までに、組合の指定する方法により支払うものとする。

（バナー広告掲載の取消し）

第10条 管理者は、広告主又は広告の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、バナー広告の掲載を取消することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段によりバナー広告掲載の決定を受けたとき
- (3) 前号に掲げるもののほか、管理者がバナー広告を掲載することが適当でないと判断したとき

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取消したときは、組合ホームページバナー広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（バナー広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により、バナー広告を取下げようとするときは、組合ホームページバナー広告掲載取下げ申請書（様式第4号）の提出により取下げることができるものとする。ただし、既に納付した掲載料については、返還しないものとする。

（バナー広告リンク先のURLの変更）

第12条 広告主がリンク先のURLを変更するときは、管理者に届け出るものとする。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページ内容、その他、バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、バナー広告のリンク先のホームページについて、アクセシビリティに配慮したページとなるよう努めなければならない。

（広告主の承諾事項）

第14条 広告主は、次に掲げる事由により、バナー広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

（1） 組合のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

（2） 火災、地震、水害、落雷その他の天災、通信回線の事故、障害による停止

（組合の免責事項）

第15条 組合は、前条に規定するバナー広告の一定期間停止及び第10条に規定するバナー広告の掲載を取消した場合における掲載料金について、減額及び返還しないものとするとともに、いずれの場合においても損害の補償及び賠償の責めを負わないものとする。

2 前項に掲げるもののほか、組合は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合において、その原因のいかんに関わらず賠償の責めを負わないものとする。

（龍ヶ崎地方衛生組合ホームページバナー広告掲載審査委員会の設置）

第16条 組合ホームページに掲載するバナー広告についての適正な運営を図るため、龍ヶ崎地方衛生組合ホームページバナー広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次の定める者をもって構成し、会議は必要に応じて開催する。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務局次長
 - (3) 総務課長
 - (4) 施設課長
 - (5) 総務課長補佐
 - (6) 施設課長補佐
- 3 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は、バナー広告掲載の適否その他必要と認められる事項に関し調査検討し、その結果を管理者に報告するものとする。
- 6 委員会の庶務は、総務課において処理する。
(委員会の会議)

第17条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事において議決をする必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出若しくは調査の実施を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数が認めるときは、この限りでない。
(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。